

## 工期に関する基準 改定案 概要

## ＜主な改定ポイント＞

## ○ 工期設定における受発注者の責務について

- ・ 変更契約時も含め、本基準を踏まえた適正な工期設定の必要性を明記
- ・ 受注者において、契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りを提出することを努力義務として位置づけ
- ・ 受発注者間のパートナーシップの意義を記載
- ・ 発注者において、受注者やその下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定への協力及び当該規制への違反を助長しないよう留意する旨を記載（元下間についても同様）
- ・ 発注者において、受注者から契約締結前又は変更契約が必要となる際に、時間外労働規制を遵守した適正な工期が確保された見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する旨を記載

## ○ 工期全般・工程別に考慮する事項について

- ・ 技能労働者やオペレーターの移動時間等も労働時間に含まれうる旨や、運送業者が物品納入に要する時間等を考慮する必要性を追記
- ・ 自然要因として、猛暑日における不稼働に関する内容を追記
- ・ 工期確保や交代勤務制の実施、労働者確保等に必要な経費を請負代金の額に適正に反映させる必要性を明記
- ・ 有効な取組例として、勤務間インターバル制度の導入に関して記載

## ○ その他

- ・ 各業界団体の取組事例等を時点更新
- ・ 新型コロナによる影響を三密回避から納入遅延、価格高騰に修正